

委員提出資料

・ 中 村 委 員	1
-----------------	---

中 村 委 員

「第 25 回社会的養育専門委員会」における意見

Children's Views & Voices (CVV)

代表 槇 超

副代表 中村 みどり

- | |
|--|
| 1. 計画策定時の社会的養護等経験者（当事者）参画
2. 子どもの権利擁護の取組み |
|--|

1. 計画策定時の当事者参画

①社会的養育専門委員会への複数名の委員配置

社会的養育専門委員会においては、児童養護施設や里親家庭の経験者等多様な経験者の声を制度に反映する為にも社会的養護等経験者 2 名以上の委員配置をお願いしたい。

②制度への社会的養護経験者の声の反映（委員会等への当事者参画）

今後都道府県計画の策定においては、当事者の参画のうえで計画策定を原則とする。
新しい社会的養育ビジョン

「自立支援は当事者の参画と協働を基本原則とする」（44 ページ）

「当事者の意見を制度・政策形成に反映させる制度的枠組みの構築が必要である」

（同上）

意見聴取の方法としては、事前に当事者へ丁寧な説明をするとともに、安全性の確保とパワーバランスへの考慮から当事者複数名を構成員にしたワーキンググループやグループインタビューの形が望ましい。その際、ワークショップ等子どもや若者にとって適切な方法で、かつ当事者たちの声が出しやすい工夫を最大限考慮し、実施する必要がある。また、都道府県計画の策定においては、社会的養護等経験者 2 名以上の委員設置をお願いしたい。

2. 「(1) 子どもの意見表明権を保障する仕組みの構築」

（資料 1-2 22 ページ）

①子どもの最善の利益と代弁者の確保（アドボカシー制度の創設）

子どもの利益が、児童相談所を含め様々な関係者の利益と反することも多く、子どもの最善の利益が置き去りになるケースも少なくない。そこで、親権者・保護者にかわり、利害関係のない大人がその子どもの最善の利益を効果的に代弁する大人が必要である。具体的には以下の方法を検討されたい。

i 自立支援計画の作成における子どもの参加

支援計画を作成するには本人の参加が必要である。児童福祉においても、子どもの自立支援計画の作成には、年齢に応じ工夫し、子どもの参画が徹底される必要がある。また、意見が出しにくい子ども達のために ii のアドボケイトの活用も今後期待できる。

ii 措置中に日常的に子どもの声を聴く仕組み

子どもとの信頼醸成及び状況のタイムリーな把握のため、一定の訓練を受けたアドボケイト（アドボカシー活動を行う者）が一週間に一度程度子どもに面会し、子どもの話を聴く体制を整える。特に、一時保護所や障がい児入所施設等子どもの権利が侵害され易い子どもたちへの導入は急務といえる。その為にも今後、実施の為の予算整備を検討されたい。

iii 親権者等の意向に左右されず、すべての子どもに弁護士が関与する仕組み

国選少年付添人制度や国選弁護士制度も参照しつつ、一時保護後の一定期間や、困難案件については、弁護士もアドボケイトとして関与する必要がある。司法など法的手続きを含め、必要性に応じてあらゆる手段を取る制度とすべきである。

iv 子どもの権利侵害事案においては、利害関係のない第三者機関が対応すべきである

現状、児童福祉審議会は、子どもの苦情解決その他の意思表示を聴取する場として有効に機能しているとは言いがたい。また、審議会の構成員や、開催頻度に関する基準はなく、自治体によって運営実態に差がある。

平成 29 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業研究課題 9 「都道府県児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の仕組み」調査研究報告書によると、児童福祉審議会運営上の課題が下記の通り挙げられている。

○ 自治体職員のアンケート自由記述から例示

例 1) 多忙の委員が多く、数か月前に定めた日程又は定期日程以外での開催（日にち及び時間）は困難。また、委員には日中は自身の本業があるため、夜間開催が多くなる。

例 2) 委員それぞれが専門の職（医師、弁護士、大学教授）に就いていることから、会議の開催日程調整に苦慮している

例 3) 審議内容に関する専門性をもった職員が常に配置されているわけではないため、運営において困難さを感じている。

また、下記の図でみられるように、平成28年度児童福祉審議会にて、子どもからの相談があった件数は、64自治体の内3自治体5件に留まっている。

選択肢		度数	%
1	はい	3	4.7%
2	いいえ	60	93.8%
3	その他	1	1.6%
4	無効回答	0	0.0%
	合計	0	0.0%

(図表Ⅱ-3 平成28年度に児童福祉審議会に子どもたちからの連絡・相談のあった自治体)

こうした現状を踏まえ、第三者性の担保、子どもの権利に関する専門的な知見を有する委員の配置、子どもの意見聴取の機会を別に設けるなど、子どもの意見聴取に起点をおいた改善をぜひ検討されたい。また今後、児童福祉審議会と外部民間組織との連携によるアドボカシーシステムのあり方も検討されたい。

参考

平成 29 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業研究課題 9 「都道府県児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の仕組み」調査研究報告書